

東京都行政書士会練馬支部 役員選任規則新旧対照表 (案)

2018年3月20日

改正後 (新条文)	現行 (旧条文)
<p>第2条 (公示の方法) この規則による公示は、支部役員会及び支部長候補者選考委員会が定める適宜な方法で行うことができる。</p>	<p>第2条 (公示の方法) この規則による公示は、支部役員会及び役員候補者選考委員会が定める適宜な方法で行うことができる。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 役員 の 選 任</p>	<p style="text-align: center;">第2章 役員 の 選 任</p>
<p>第3条 (選任定数) 副支部長、<u>理事</u>、監査の選任定数は、支部細則第10条の範囲内において、支部役員会がその都度決定する。</p>	<p>第3条 (選任定数) 副支部長、幹事、監査の選任定数は、支部細則第10条の範囲内において、支部役員会がその都度決定する。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 役員候補者選考委員会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 役員候補者選考委員会</p>
<p>第5条 (支部長候補者選考委員会) <u>支部長候補者選考委員会の委員は支部役員改選前年度に選出された東京都行政書士会総会の支部代議員 (以下、委員という) で構成する。</u> <u>2. 委員は、支部長候補者(以下候補者という) となることはできない。</u> <u>但し、委員を辞任したものに関してはこの限りではない。</u> <u>3. 支部長候補者選考委員会は役員改選年度12月の定時役員会終了後遅滞なく候補者の募集の告示を行う。</u> <u>応募者は、当該年度の1月末までに立候補届を支部長候補者選考委員会に提出する。</u> <u>4. 候補者の応募資格は次の通りとする。</u> <u>①支部所属歴が役員改選年度1月末の時点で</u></p>	<p>第5条 (役員候補者選考委員会) 支部役員会は、役員改選年の1月31日までに支部会員の中から5名以上9名以内を役員候補者選考委員に選任する。 2. 支部長は、前項の選任を行ったときは速やかにその旨を本人に通知しなければならない。 3. 役員候補者選考委員の任期は、総会終了時までとする。 4. 第1項の役員候補者選考委員全員で組織する役員候補者選考委員会 (以下「委員会」という) は、支部長、副支部長、幹事、監査の各候補者選定に関し、必要な事務を行うものとする。 5. この規則に定めのない事項は委員会において、その都度定めるものとする。</p>

5年以上の者。

②候補者本人を除く支部会員10名以上の推薦があること

③ 本会及び支部会費を完納していること

5. 支部長候補者選考委員会は応募締め切り後、10日以内に候補者に立候補した者から立候補の趣旨説明を受け、質疑応答の後、直ちに委員の選挙により候補者を決定し、定時総会において報告し、承認を受ける。

6. 支部長候補者の選考方法は、次の通りとする。

①委員の中から議長を互選する。

②立候補者が1人の場合は、その者を候補者とする。

③立候補者が複数名の場合は、委員の投票の過半数を得票した者を候補者とする。

過半数得票者がいない場合は、上位2名で決選投票を行い、得票数が多いものを候補者とする。得票数が同数の場合は、議長決裁とする。

7. 支部長候補者選考委員の任期は、定時総会終了時までとする。

8. この規則に定めのない事項は委員会において、その都度定めるものとする。

第6条（副支部長候補者、理事候補者、監査候補者の選考と承認）

副支部長候補者・理事候補者選考委員会は総会で選任された支部長と、総会議長に指名された5名以内の選考委員によって構成する。

2. 副支部長候補者・理事候補者選考委員は、副支部長候補者、理事候補者となることはできない。

3. 副支部長候補者・理事候補者選考委員会は、理事候補者（定数15名以内）を選任し、

第6条（役員候補者の推薦）

支部会員は、会員の中から本人の承諾を得て、委員会に書面をもって役員候補者を推薦することができる。

2. 前項の推薦は、2月20日から2月末までに委員会委員に行うものとする。

3. 支部長候補者の推薦に関しては、次の条件を充たした者とする。

① 支部所属歴が役員改選年2月末の時点で5年以上の者

その中から副支部長候補者（定数5名以内）を選任し、総会で承認を受ける。

4. 監査候補者選考委員会は総会で選任された5名以内の選考委員によって構成する。

5. 監査候補者選考委員は、監査候補者となることはできない。

6. 監査候補者選考委員会は、監査候補者（定数2名以内）を選任し、総会で承認を受ける。

第7条（役員候補者）削除

第8条（兼任の禁止）削除

第5章 補則

第12条（補充候補者）

各委員会（支部長候補者選考委員会、理事候補者選考委員会、監査候補者選考委員会）の提案した各役員候補者中、総会の承認を得られなかった者がある時は、議長は各委員会の意見を聞いた上で、その総会でその者に代わる他の者を候補者として提案することができる。

② 支部長候補者を除き支部会員10名以上の推薦があること

③ 本会及び支部会費を完納していること

第7条（役員候補者）

委員会は、会員の中から本人の承諾を得て、第3条で決められた定数に相当する人数を候補者に選定する。

2. 前項の選定を行ったときは、委員会は、速やかにその旨を本人に通知すると共に、候補者の氏名を総会開催日の7日前までに公示しなければならない。

3. 委員会は、前条に基づき役員候補者の推薦があった場合には、候補者選定に際し考慮すると共にその旨を総会時に報告しなければならない。

第8条（兼任の禁止）

役員候補者選考委員は、支部長候補者となることができない。

第5章 補則

第12条（補充候補者）

委員会の提案した役員候補者中、総会の選任を得られなかった者がある時は、議長は役員候補者選考委員会の意見を聞いた上で、その総会でその者に代わる他の者を候補者として提案することができる。

る。

第6章 附則

1. この規則は、平成16年4月23日から施行する。

2. この規則は、平成30年4月19日に一部改正し、平成30年 月 日より施行する。

(経過措置)

3. この役員選任規則施行の時点において、現に幹事として就任している者については、支部細則第10条第1項第3号に規定する理事と読み替えるものとし、任期は、平成31年4月の定時総会終結の時までとする。

第6章 附則

この規則は、平成16年4月23日から施行する。

※改正理由

第2条

役員候補者選考委員会を支部長候補者選考委員会に変更

第3条

役員（幹事）の名称変更

第5条

支部長選任方法の変更

第6条

理事、監査選任方法の変更

第12条

役員選考委員会の名称変更